

令和7年度 活 動 計 画

基本姿勢：“ 主体 信頼 挑戦 ”

はじめに

広島県公立中学校長会（県中校長会）は、新制中学校創設以来、時代の進展や社会の変化に対応すべく、70年以上にわたり、たゆみない研鑽とその実践に取り組んできたところである。

令和6年6月には、「新たな価値の創造を 学びの変革地 広島から」をスローガンに掲げ、第58回中国・四国中学校長研究会広島大会を、中国・四国9県の約1,000人の校長を迎え開催した。大会を通じて、校長に求められる資質・能力のうち、協働する力、学校改革への意欲や使命感、外部との調整力などを高めることにつながった。

令和2年3月から始まったコロナ禍の中、教育活動が制限され、他者と協働して学びを深める体験活動等の機会を失った。その間、令和元年度に127,922人であった不登校生徒は、令和5年度には216,112人と約1.7倍となり、不登校生徒数の増加という大きな課題を残した。反面、一人1台端末の配備等、ICTに係る学習環境が急速に進歩し、また、コロナ禍の様々な制限は、教育活動の本質を見直す機会にもなった。

そのような中で、令和3年1月には中教審において「『令和の日本型学校教育』の構築を目指す～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現（答申）」が、令和4年12月には「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」がそれぞれ取りまとめられ、従来の日本型教育を発展させ「令和の日本型教育」を実現していくことやそれを担う教職員の人材育成の必要性が示された。令和5年6月の第4期の教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」並びに「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が計画のコンセプトとして位置づけられるなど、中学校教育の大きな変革となる取組も始まっている。

広島県教育委員会においては、「学びの変革」の深化として、主体的な学びの実現に向け、これまでの「課題発見・解決学習」の取組を活かし、探究的な学習の充実や個別最適な学びの推進などを柱とした取組が展開されている。また、令和5年3月から広島県公立高等学校入学者選抜制度が改善され、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」として、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が具体的に示された。

これら国・県の動きを受け、各市町教育委員会においても、学習指導要領（平成29年告示）やGIGAスクール構想に対応した授業改善に向けて、独自のプランを示すとともに、働き方改革のより一層の推進に向けて、業務の精選や人的サポート等、様々な取組を進めているところである。各中学校においては、コロナ禍で制限されていた教育活動の意義や目的を一つ一つ見直し、これからの時代に求められる資質・能力を育む教育活動を新たに創造していかなければならない。

広島県公立中学校長会は、これからの新しい時代に対応した、スリムで機動的な組織と運営体制を確立させ、さらにその組織の機能化を図ることによって、様々な教育課題の解決に向けた取組を充実させていかなければならない。

我々校長は全日中新教育ビジョンに示された「学校からの教育改革」を基本に、「今、学校が果たすべき役割・機能は何か」を問い続け、校長自らの主体性と責任に基づいた確固たる教育理念や将来へのビジョンを持ち、マネジメント能力を高め、英知と情熱を傾注しながら今日的教育課題の解決のために、創造的で特色ある学校づくりに邁進しなくてはならない。また、教職員一人一人の倫理観を高め、服務規律を確立するとともに、現在の課題に即した研修を充実し、資質・指導力の向上と使命感の高揚を図り、学校の教育力を高めていくことが必要である。

このため、県中校長会は令和3年3月に改訂した「県中教育ビジョン」を基に取組を進めてきた。これまでの取組を検証し、令和8年3月には、更なる「改訂版」を発行する予定である。

県中校長会は基本姿勢として“ 主体 信頼 挑戦 ”を掲げ、次代への見通しを持って課

題に取り組む「先見力」、共に支え合い、学び合い、高め合う「結束力」、諸課題の解決に向けて着実に取り組む「行動力」の3つの力を高めながら、「広島で学んで良かったと思える広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」を目指して新たな教育を創造していくことを果敢に推し進める。

1 活動方針

県中校長会の主体性の確立と全機能の強化を図り、将来への明確なビジョンを持ち、学習指導要領に示された理念の実現を目指し、中学校教育の振興に努める。

- (1) 「県中教育ビジョン」に示された5つの柱を基盤として、諸課題の解決に向けて着実に徹底して取り組む。
- (2) 連携・交流を基盤とし、全会員の結束を強め、共に支え合い、学び合い、高め合いながら、その力を結集し、見通しを持って教育改革を更に推し進める。
- (3) 令和6年度の四専門委員会の提言内容を踏まえて重点的に取り組むとともに、研究内容の一層の充実を図り、組織として提言ができる校長会を目指す。
- (4) 校長としての使命を自覚し、倫理観を高め、自己研鑽に努め、学校の自主性・自律性を確立するとともに、不祥事の根絶を目指し、県民の信頼に応える中学校教育の創造に努める。
- (5) 教育関係機関等との連携を密にし、「広島で学んで良かったと思える 広島で学んでみたいと思われる 日本一の教育県の実現」の育成に努める。
- (6) 広島県公立中学校長会の組織運営体制の機能化をより一層図っていく。

2 活動の重点

「県中教育ビジョン」に示された5つの柱を基盤として、諸課題の解決に向けて着実に徹底して取り組む。

- (1) 県中校長会の機能を充実し、活動の活性化に努めることにより、校長自らの資質の向上を目指す。
 - ① 活動方針に則り、県中校長会及び各郡市等中学校長会の研修会及び研究大会の充実を図る。
 - ② 四専門委員会において、研究課題を設定し、研究の充実を図るとともに、提言型の研究を更に深化・充実させ、自らの資質・指導力の向上を図る。
 - ③ 「県中教育ビジョン」に基づく諸課題への取組について、会員による自己評価を行い、それを検証することで、県中校長会の活動の充実を図る。
 - ④ 広島県公立学校校長会連合会不祥事防止対策特別委員会と連携し、不祥事根絶の取組を推進する。
 - ⑤ 各郡市等中学校長会間の連携・交流を密に行い、その運営の活性化を図る。
- (2) 「生きる力」を育む教育課程の適切な編成・実施に努める。
 - ① マネジメントサイクルを取り入れた校内研修体制の充実を図り、組織的・計画的に授業改善の取組を進める。
 - ② 全国学力・学習状況調査の結果を詳細に分析し、指導内容や指導方法の改善に努める。
 - ③ 「課題発見・解決学習」の取組を活かし、「主体的・対話的で深い学び」を推進する。
 - ④ 目標に準拠した評価の精度と信頼度を高める取組を一層進め、学習評価の改善とその研修の充実を図る。
 - ⑤ 令和4年12月に改訂された生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の目的を達成するために、生徒指導の実践上の4つの視点の具現化を図る。
 - ⑥ 小・中学校の連携を一層深化させるとともに、継続した生徒指導体制を確立する。
 - ⑦ 「特別の教科 道徳」を要とし、考え、議論する活動等を通して、生徒一人一人が自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるための道徳教育を充実させる。

- ⑧ 特別支援教育の視点による授業づくりを進め、適切な指導・支援を行うための校内体制を整備し、特別支援教育の充実を図る。
 - ⑨ 不登校を未然に防止する取組と不登校生徒の社会的自立を目指した指導と支援の取組を進める。
 - ⑩ いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、事案対処について、組織的・計画的な取組を進める。
 - ⑪ 校種間連携を図り、発達段階に応じた計画的・体系的なキャリア教育の推進に努める。
 - ⑫ 一人1台端末、ICTの効果的な活用について研究し、成果を交流する。
- (3) 家庭・地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、教育活動の充実を図り、安全・安心で信頼される学校づくりに努める。
- ① 学校の教育目標やビジョンを地域の人々と共有し、自己評価と学校関係者評価を実施・公表して学校運営の改善に努めるとともに、創意工夫のある教育活動を展開し、学校の自主性・自律性を高め、教育の質の保証・向上を図る。
 - ② 教職員の資質・指導力を向上させるとともに、能力・意欲を高める計画的な人材育成を図り、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成に努める。
 - ③ 教職員としての使命を深く自覚し、倫理観を高め、服務規律を確立するため、不祥事を許さず、教育に全力を注ぐ組織風土・文化を確立するとともに、研修の充実を図る。
 - ④ 教職員の危機管理意識の向上に努めるとともに、学校防災マニュアルを含む危機管理マニュアルの研究を行い、学校管理運営上の安全管理を更に推進する。
- (4) 学習評価の在り方について調査・研究を行う。
- (5) 市町教育委員会の指導により組織運営体制が充実してきた各郡市等中学校長会の連合体として、広島県公立中学校長会としての活動をより充実させていく。
- (6) 多様な教育活動を推進するための教育諸条件の整備・充実に向けて、四専門委員会での研究実践をもとに、広島県教育委員会に提言する。
- (7) 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向け、関係機関との連携や各郡市等中学校長会間の情報共有を推進する。

3 活動内容

(1) 常任理事会

常任理事会においては、会長の諮問事項や不祥事防止対策等の緊急課題に応じて開催し、会務を審議する。

(2) 理事会

理事会においては、各郡市等中学校長会の取組や意向を踏まえ、県中校長会の取組全般に係る企画・運営について審議・決定し、取組の進捗状況や各校長会での取組に関する情報交換等を行い活動の充実を図る。また、県教育委員会をはじめ、関係機関等との連携を図りつつ、県中校長会が一体となって主体性の確立と全機能の強化を図り、中学校教育の振興に努める。また、県公連不祥事防止対策特別委員会とも連動しながら、不祥事の根絶に向けての取組を推進する。

(3) 専門委員会

四専門委員会においては、課題解決のために、事例研究、実態調査、情報交換などを基

に提言型の研究内容を一層深化・充実させ、校長の創造的で活力ある経営実践に資する。

- (4) 教育研究委員会を柱に、広島県教育委員会、広島市教育委員会と連携し、学習評価の在り方について調査・研究を推進する。

(5) 研究大会の開催とその推進

- ① 第76回全日本中学校長会研究協議会 香川大会
兼 第59回中国・四国中学校長研究会 香川大会
令和7年10月23日（木）24日（金） 高松市
- ② 第75回広島県公立中学校長研究大会広島大会
令和7年8月8日（金） 広島市（広島国際会議場）
- ③ 令和7年度広島県公立中学校長会代議員会
令和7年5月27日（火） 広島市（広島県民文化センター）
- ④ 令和7年度広島県公立中学校長研修大会
令和7年5月27日（火） 広島市（広島県民文化センター）
- ⑤ 第25回広島県公立学校校長会連合会研究大会
令和7年12月25日（木） 広島市（上野学園ホール）
- ⑥ 各地区校長研究大会等

(6) 広島県公立中学校長会の組織運営体制の機能化

- ① 理事会等において、組織運営体制の機能化を図るための検討・協議を十分に行う。
- ② 理事会と各郡市等中学校長会とが双方向で繋がるよう緊密な連携を図る。

(7) 関係機関への提言活動

教育活動の内容充実のために、県中校長会として、また、県公連と連携しながら、関係機関と意見交換や提言を行う。

(8) 全日本中学校長会及び各都道府県校長会との連携

全日本中学校長会をはじめ、各都道府県校長会との連携を積極的に行い、県中校長会の活動の充実を図る。全日中は理事会（5月、10月、1月）、総会（5月）、事務担当者会（2月）を開催予定。中国・四国中学校長会連絡協議会は、愛媛県（8月）、岡山県（1月）を会場に開催予定。

(9) 校長会の質的内容の充実を図るための研修会及び教育懇談会の開催

- ① 新任校長研修 ② 県教育委員会との懇談会 ③ 先輩校長との懇談会
- ④ その他

(10) 教育情報の収集・発信及び県中Webページの管理・運営

県中校長会の活動内容や各種情報を速やかに会員に伝え、学校教育の内容充実に資するとともに、県民に対する広報活動を推進し充実する。

- ①県中広報 ②諸資料の配布 ③eメールの活用 ④Webページの活用

(11) 研究集録の刊行

一年間の県中校長会及び専門委員会の活動とその成果を集録し、刊行する。

(12) 県中教育ビジョンの改訂

「全日中教育ビジョン」（10年ごとに改訂）を受けて策定している「県中教育ビジョン」（5年ごとに改訂）を、今年度末に向けて改訂する。

(13) 他団体、組織との連携

教育関係団体との連携に努める。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 広島県中学校教育研究会 | ② 広島県中学校体育連盟 |
| ③ 広島県連合小学校長会 | ④ 広島県公立高等学校長協会 |
| ⑤ 広島県公立小・中学校教頭会 | ⑥ 広島県PTA連合会 |
| ⑦ 広島県学校保健会 | ⑧ 日本スポーツ振興センター |
| ⑨ その他 | |

(14) 永年勤続者の表彰

【参 考】

1 令和7年度第75回広島県公立中学校長研究大会広島大会の提案発表担当地区

分 科 会	主 題	担当地区
第1分科会	A 「カリキュラム・マネジメント」の推進 B 「主体的・対話的で深い学び」の実現	西部地区
第2分科会	A よりよく生きようとする意思や能力を育む道德教育の充実 B 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを実現するための教育の充実	広島市
第3分科会	A 社会的・職業的自立に向けたキャリア教育と進路指導の充実 B 自他を敬愛し他者と協働しながら自己実現を図るための自己指導能力を育成する生徒指導の充実	福山市
第4分科会	A 「令和の日本型学校教育」を担う教師の育成 B 学校と地域との連携・協働による「チーム学校」と「働き方改革」の実現	北部地区

全日本中学校長会からの10の提言

提 言	学校が取り組むべき具体的な目標
提言1 確かな学力 「確かな学力」の育成と生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実	○ 主体的・対話的で深い学びの実現を通して、生きて働く「知識・技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を育成する。 ○ 障害のある生徒、外国にルーツをもつ生徒、不登校生徒など、特別な配慮を要する生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導を充実させ、生徒の自立と社会参加を支援する。
提言2 道德教育 道德科を核とする道德教育の充実	○ 多様な人々と互いを尊重し合いながら協働するとともに、社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識を育む。 ○ 人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどうのように生きるべきかなどについて考えを深め、自らの生き方について考える力を育む。
提言3 キャリア教育 自分の生き方を見いだすキャリア教育の推進	○ 社会における自分の役割や将来の生き方・働き方について主体的に考えさせる。 ○ 目標を立てて計画的に取り組む態度を育成する。
提言4 体験活動 社会を生き抜く力と豊かな心を育てる体験活動の充実	○ 文化・生活体験、自然の素晴らしさや命の大切さを学ぶ自然体験、職場体験やボランティア活動等の社会体験を通して、豊かな心や人間性を育むとともに、感性を高め、人生や社会の在り方を創造的に考えることができる資質・能力を身に付けさせる。
提言5 スポーツ教育・芸術教育 多様な視点からのスポーツ教育の推進と感性や想像力、創造性を育成する芸術教育の推進	○ 運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を身に付けさせる。 ○ スポーツを通じて、他者との関りを学んだり、一つの目標を立てて、それに挑戦し、やり遂げることの意義を実感したりするとともに、ボランティア活動等を通じて、他者への共感や思いやりを育む。 ○ 文化芸術教育を通じて、感性や想像力、創造性を育成するとともに、我が国の文化と伝統について理解を深めさせる。
提言6 健康教育・安全教育 生涯にわたり健康で安全に過ごすための資質・能力を育む健康教育・安全教育の充実	○ 学校生活をはじめ、生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質・能力を育む。 ○ 健康情報や性に関する情報、新型コロナウイルス感染症など不測の事態に関する情報等を正しく選択して適切に行動できる資質・能力を育む。 ○ 自然災害の発生や、情報化やグローバル化等の社会の変化による安全に関する環境変化を踏まえ、起こり得る危険を予見し、いかなる状況下でも自らの命を守り抜く資質・能力を育む。
提言7 社会に開かれた教育課程 学校と社会の相互連携・協働を促進し、「生きる力」を身に付けさせるための教育課程編成	○ 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育がよりよい社会を創るという目標をもち、教育課程を介して、その目標を社会と共有する。 ○ 社会や世界に向き合い、関わり合い、生徒が自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを教育課程において明確化し、総合的に育む。 ○ 学校教育を学校内に閉じず、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現する。

提言8 いじめ防止 生徒一人一人が安心して過ごすことのできる学校の実現	○ いじめは重大な人権侵害であるとともに、他者の人格を否定し、多様性を認めようとしない行為であり、これから目指す教育と対極にあることを認識し、その防止と解消に全力をあげて取り組む。 ○ 学習活動や学校生活の場となる学級において、安心して学習に取り組むとともに、安心して生活できるように学級経営の充実を図る。
提言9 働き方改革 教員が笑顔になり、その先にいる子供たちも笑顔になれる学校における働き方改革の推進	○ 教員が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動ができるように、これまでの働き方を見直す。 ○ 学校及び教員の業務の範囲を明確にし、限られた時間の中で、教員の専門性を生かしつつ、授業改善の時間や生徒に接する時間を確保できる勤務環境を整備する。
提言10 連携・協働 家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実	○ 地域と学校の連携・協働のもと、地域全体で子供たちの成長を支え、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図る。 ○ 家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化する。 ○ 地域と連携・協働して地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校への転換を図る。

1 教職員の人材育成と働き方改革の推進

教職員一人一人の倫理観を高め服務規律を確立するとともに、資質・能力の向上と使命感の高揚を図り、次代を担う人材を育成する。

また、働き方改革の推進に向け、学校における組織マネジメントの確立、教職員の働き方改革に対する意識の醸成等に取り組む。

★取組の方向性

- ① 教職員個々に作成した人材育成計画や業績評価（自己申告）書を通して、教職員個々の学校経営への参画意識を高め、広島県教員等資質向上指標等を活用しながらキャリア育成や職能成長をどのように図るかを常に意識しながら、指導・助言する。
- ② サービス規律の確立に向けて、面談等を通じて教職員の状況や悩み等をしっかりと把握するとともに、教職員同士がコミュニケーションをしっかりととり、何でも指摘・相談し合える関係を日頃から構築していく。
- ③ 働き方改革の推進に向けて、その実現に係る目標を学校経営計画の項目の一つに設定し、仕事と生活の調和及び効率的に教育の質的向上を図る取組を全校で進めていく。また、勤務時間管理を適切に行いながら、教職員自身の見通しをもった校務処理などタイムマネジメント力を高めていく。

2 「主体的・対話的で深い学び」の創造

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習過程や成果を評価するなど「授業改善」と「評価の改善」を両輪とした取組を推進する。また、校内研修等において各教科等の見方・考え方を働かせながら目標の実現に向けた学習状況を把握するための学習評価の妥当性や信頼性を高めるなど「学習評価の充実」を図る取組を推進する。

★取組の方向性

- ① 資質・能力の育成を目指したカリキュラム・マネジメントを確立して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る。
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視した授業改善に向けて、個別最適な学びや協働的な学びを創造するICTの活用に取り組む。
- ③ 改訂された観点別評価の趣旨の理解及び目標に準拠した評価の妥当性と信頼性を高める取組を一層進め、学習評価の改善とその研修の充実を図る。
- ④ 考え、議論する活動等を通して、生徒一人一人が自己の生き方について考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる「特別な教科 道徳」の充実を図る。

3 キャリア教育の充実

生徒一人一人に望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる。

★取組の方向性

- ① 基礎的・汎用的能力を基に、キャリア教育を通して身に付けさせたい力を具体的に設定し、実践を通して評価する。
- ② 「社会に開かれた教育課程」の視点を踏まえ、教科の学びが世の中と繋がっていることを生徒が実感できるよう、産業界等と連携・協力した取組の充実を図る。
- ③ 小学校及び高等学校等における指導内容等を踏まえ、中学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにして、キャリア教育を展開する。

4 生徒指導の充実

生徒の自己指導能力を育成するため、生徒指導の三機能を生かした積極的生徒指導を行うとともに、生徒一人一人が安心して過ごし力を伸ばすことができる学校づくりを目指し、組織的な取組を推進する。

→ 生徒指導の実践上の4つの視点に留意した生徒指導

★取組の方向性

- ① 全ての教育活動において、生徒指導の三機能を生かした取組を推進する。
→ 生徒指導の実践上の4つの視点に留意した取組
- ② 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を中心とした取組を組織的・計画的に進めるとともに、家庭や地域との連携を綿密に行う。
- ③ 「不登校を未然に防止する取組」と「不登校生徒の社会的自立を目指した指導と支援」の二つの視点で取組を推進する。
- ④ 社会の変化と子供たちの実態、時代の要請に伴う生徒指導上の課題に対する取組を推進する。
- ⑤ 障害のある生徒の自立や社会参加を図るために、学びの場の充実や校種間の接続・関係機関との連携などの支援体制の充実や教職員の専門性の向上を図る。

5 学校・家庭・地域との連携・協働による教育活動の充実

学校は、家庭・地域との連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、教育活動の充実を図り、21世紀を生き抜くための力を社会全体で育成する。

★取組の方向性

- ① 学校の教育目標やビジョンを地域の人々と共有し、地域と共にある学校を実現するために「社会に開かれた教育課程」を編成・実施する。
- ② 学校が抱える課題を解決するため、校長のリーダーシップのもと教職員や多様な専門性をもった人材を配置して「チーム学校」を組織していく。
- ③ 学校の教育活動等について、学校だよりやホームページなどに掲載するなど、積極的な情報発信に努める。
- ④ 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」や「地域学校協働活動」などの地域との連携・協働の取組について研究を深める。
- ⑤ 災害安全に関する組織活動において、家庭や地域と連携した指導の機会の充実を図る。